

令和5年度総務生活常任委員会管外行政視察報告書

1 視察日時 令和5年10月26日(木)～10月27日(金)

【1日目】福岡県久留米市

10月26日(木) 午後1時15分～午後3時30分

【2日目】福岡県古賀市

10月27日(金) 午前9時30分～午前11時10分

2 視察先 福岡県久留米市、福岡県古賀市

3 視察事項

- (1) 男女平等推進に係る施策及び男女平等推進センター事業について【久留米市】
- (2) AI活用型オンデマンドバス「のるーと古賀」について【古賀市】

4 視察目的

久留米市

本市における男女共同参画の推進については、市民団体が様々な活動を行っているが、一方で行政における女性の審議会への登用率は18.3%であり、兵庫県内の29市中で28番目となっている。

久留米市は、審議会への女性の登用率が45%を超えているとともに、「久留米市女性憲章」や「久留米市男女平等を進める条例」を制定し、また久留米市男女平等推進センターという拠点施設を設置するなど、男女平等に関して先進的な取り組みを行っていることから、久留米市の男女共同参画に係る取組について、調査・研究することを目的とする。

古賀市

本市では公共交通におけるデマンド交通として、市民乗り合いタクシー「あかねちゃん」を運行し、市内を南北に運行するコミュニティバスと組み合わせ利用することで、市内全体を移動できる交通体系を構築している。

一方で利便性の向上や市内タクシー事業者との共存、運行経費の継続的な確保が課題となっている。

福岡県古賀市は、AIを活用したオンデマンドバス「のるーと古賀」を運行しており、スマートフォンのアプリによる配車予約や道路状況に応じた効率的なルート作成をシステムが行っていることから、システムの概要やその導入効果について調査・研究することを目的とする。

5 参加者

《総務生活常任委員会》(6名)

委員長	肥塚康子	副委員長	松本良三
委員	高岸博之	委員	桑野元澄
委員	永富靖	委員	畑山剛一

《随員》議会事務局 主幹 江尻賢司

6 視察先出席者

- 【久留米市】 久留米市協働推進部男女平等推進担当次長 水落 留美子 氏
久留米市協働推進部男女平等推進センター所長 酒井 香 氏
- 【古賀市】 古賀市議会副議長 森本 義征 氏
古賀市経営戦略課長 星野 孝一 氏
古賀市経営戦略課経営戦略係長 吉野 真輝 氏

7 行政視察内容

【福岡県久留米市】

- (1) 男女共同参画とは
- (2) 久留米市の男女共同参画に係る取組
- (3) 男女平等推進センター事業紹介
- (4) 事前質問について
- (5) その他質疑応答
- (6) 男女平等推進センター施設見学

男女共同参画とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」をいう。(男女共同参画社会基本法)

日本の男女平等は遅れているジェンダーギャップ指数

日本は、世界で125位(昨年116位)

教育や健康面では優れているが、政治や経済面が遅れている。

久留米市の男女共同参画に係る取組①

年	国・福岡県	久留米市
1974(S49)		「勤労婦人センター」開館
1975(S50)	総理府に「婦人問題担当室」設置 【世界:国際婦人年】	国際婦人年記念事業「第1回久留米市婦人のつどい」開催
1977(S52)	「国内行動計画」策定	
1978(S53)		市の女性問題担当窓口を勤労婦人センターに設置
1979(S54)	福岡県「婦人対策室」設置	
1981(S56)	「国内行動計画後期重点目標」策定	審議会等の女性の参加状況調査開始
1985(S60)	「女子差別撤廃条約」批准 「国籍法」「国民年金法」改正 「男女雇用機会均等法」公布	女性の生活と意識に関する調査開始
1987(S62)		「婦人対策室」設置 (現:男女平等政策課)

年	国・福岡県	久留米市
1988(S63)		「女性問題解決のための久留米市行動計画」策定 「久留米女性憲章」制定
1989(H元)	新学習指導要領告示 (高等学校の家庭科の男女必修など)	「久留米女性週間」スタート
1992(H4)	「育児休業等に関する法律」施行	
1995(H7)	「育児・介護休業法」施行	
1999(H11)	「男女共同参画社会基本法」施行	
2001(H13)	「DV防止法」施行 内閣府に「男女共同参画局」設置	「久留米市男女共同参画行動計画・第1期実施計画」スタート 男女平等推進センター開館
2002(H14)	「福岡県男女共同参画計画」策定	「久留米市男女平等を進める条例」公布
2010(H22)		「久留米市DV対策基本計画」策定 「DVのないまちづくり宣言」実施
2015(H27)	「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 「次世代育成支援対策推進法」施行	「第2次久留米市DV対策基本計画」策定
2016(H28)	「女性活躍推進法」全面施行 「第4次福岡県男女共同参画計画」策定	「第3次久留米市男女共同参画行動計画・第2期実施計画」策定
2018(H30)	「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
2019(R元)	「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」施行	
2020(R2)	「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定	
2021(R3)	「第5次福岡県男女共同参画基本計画」「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定	「第4次久留米市男女共同参画行動計画」(第3次久留米市DV対策基本計画)策定

久留米女性憲章

久留米女性憲章 1988年(昭和63年)

わたくしたちは、「男女共同参画社会 久留米」をめざし、人間としての自立と平等を基本理念として、家庭で、学校で、職場で、地域で、生涯を通じ、男女がともにのびやかに豊かに生きる新しいまちづくりを進めるために、この憲章を定めます。

1. 男女平等をあらゆる場、あらゆる機会を進めます。
2. 男女がともに自立し、いきいきと暮らせるまちをつくります。
3. 男女があらゆる分野とともに参画できるまちをつくります。

久留米女性週間 10月1日～7日

久留米市では、1988年(昭和63年)7月「女性問題解決のための久留米市行動計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組んできました。

同年10月1日には「久留米女性憲章」を制定し、今年で35周年を迎えます。

久留米女性憲章の制定日10月1日からの1週間を「久留米女性週間」と定め、記念事業として市民と市が協働で実施する「くるめフォーラム」を毎年開催しています。

第4次久留米市男女共同参画行動計画

目標	施策の方向	施策
男女の自立と男女共同参画社会の実現	Ⅰ 人権尊重のための男女平等の意識づくり	1 固定的な性別役割分担意識の解消と男女平等意識の啓発
		2 男女平等の視点に立った教育の実践
	Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進	1 政策・方針決定過程への女性の参画の促進
		2 雇用の分野における男女共同参画の促進
		3 農業・商工自営業における男女共同参画の促進
		4 家庭・地域における男女共同参画の促進
		5 ワーク・ライフ・バランスの実現
	Ⅲ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 DVの防止及び被害者支援の充実【第3次久留米市DV対策基本計画】
		2 性暴力の防止及び被害者支援の充実
	Ⅳ 男女が自立し、生活できる社会環境づくり	1 生涯を通じた男女の健康支援
		2 困難を抱える人々が、安心して暮らせる環境の整備

久留米市男女平等推進センターとは

久留米市男女平等推進センター

「久留米市男女平等を進める条例」(第15条)に基づき、男女平等推進施策を実施するための拠点となる施設として2001年(平成13年)に開館

固定的性別役割分担意識

固定的性別役割分担意識とは、「男は仕事、女は家庭」というように、性別によって役割を決めようとする意識

男は仕事、女は家庭という考え方に賛成する割合は？

全国		
令和元年度	男 39.4%	女 31.1%
久留米市		
令和元年度	男 33.7%	女 28.5%
平成26年度	男 43.9%	女 41.7%

今年度の男女平等推進センターの事業

まちづくり参画講座

地域の女性役員登用率の向上を目的とした体感型の講座

政治参画講座

女性の政治参加率の向上を目的とした講座

固定的性別役割分担意識が起こす問題

女性への暴力(DV・セクハラ・強制わいせつ)、児童虐待、中高年男性の自死(一例)

↓

女はこうあるべき、男はこうあるべき の決め付けが大きな原因

DV(ドメスティックバイオレンス)について

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは

親密な関係にある男女間における身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力

・親密な関係とは、婚姻関係や現在進行中の関係だけに限らない。

夫婦・内縁夫婦・別居中の夫婦・元夫婦・婚約者・元婚約者・恋人・元恋人といった関係も含む。

↓

被害者の多くは女性「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や男尊女卑の考え方が背景

DVのないまちづくりをめざして

平成22年11月21日、久留米市が日本で最初に「DVのないまちづくり宣言」を行いました。

久留米市は、2013年にセーフコミュニティの取組を開始しました。そのなかで、DV防止対策委員会を設置して、DVの防止と早期発見に向けて取り組んでいます。

パープルリボンキャンペーンの実施(11月)

DV等女性に対する暴力を容認しない意識を醸成するため、対策委員会でパープルリボンキャンペーンを通じてパープルリボンの普及啓発を図る。

5年間(2018-2022)のべ34校 128回 5,056人が受講

若年層への取り組み事例 教育現場等における予防教育の充実

若いうらから暴力を容認しない意識を醸成するため、対策委員会の取組で、中学生・高校生・大学生にデートDV防止啓発講座を実施

5年間(2018-2022)のべ34校 128回 5,056人が受講

DV・性暴力被害者支援サポーター養成講座

DV・性暴力に関する知識を身につけ、支援につなげるための連続講座を民間支援団体と協働で行っています。

そのほかにも生き方支援講座、性暴力被害者支援啓発講座などを実施しています。

相談室の紹介

久留米市男女平等推進センター相談室

自分らしい生き方を探すために、自分らしくいきいきと輝くために、女性相談員や女性弁護士が問題解決に向けて一緒に考えます。

共働きは多いが、非正規労働割合は男女で顕著な差
なぜ、女性の非正規率が高いのか

無意識の思い込み

- ・家事・育児は女性がするもの
- ・男性は外、女性は家

育児しづらい雇用環境

- ・取得できない育児休業
- ・職場での無理解

今年度の男女平等推進センターの事業

女性の働き方応援事業

女性の社会的・経済的な自立を促進する講座

- ・新型コロナの影響により、女性の困難な状況が顕在化、深刻化しています。
女性の働き方応援事業は就職や起業、また自身のスキルアップなど様々な面から女性の経済的自立を支援します。

久留米女性週間記念事業くるめフォーラム

憲章制定日から始まる一週間を「久留米女性週間」と定め、広く市民の皆様に男女平等について考えていただくための啓発強調週間として記念事業を実施

“男女平等参画社会づくり”をテーマに久留米女性週間記念事業「くるめフォーラム」として、実行委員会と市の協働で行っている

くるめフォーラムの大きな目的

- ・全市レベルでの男女平等意識の啓発
- ・個人・グループ・団体の連携と交流

市民の皆さまにお伝えしていること

私たちには無意識の思い込みがある

→これって思い込みかもと少し考えてみましょう。

男らしさ・女らしさにこだわらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して行動しましょう。

相談する場所は必ずある

・ひとりで悩まないで相談してみましょう。

周りにお困りの方がいたら相談窓口を案内してください。

【福岡県古賀市】

オンデマンドバス「のるーと」のサービスとは？

路線バス（乗合バス）

- ・時間、運行経路の決められたサービス
- ・一度に多くのお客様が利用可能
- ・金額は安い
- ・定時的には優れるが目的地まで時間を要する

オンデマンドバス「のるーと」

- ・アプリ又は電話による配車予約
- ・AIが乗合状況や道路状況等に応じ効率的なルートを生成
- ・利用する出発地・目的地周辺での乗り降りが可能
- ・小型バスできめ細やかに運行
- ・金額はバス以上、タクシー以下

タクシー

- ・出発地、目的地は自由に指定できる
- ・好きな時に乗れる
- ・プライベートな空間
- ・金額は高め

「のるーと」の特徴

「のるーと」は予約制の乗り合いバス。より多くのお客さまをお乗せするために途中で寄り道したり、お客さまの乗り場をシステムが指定するのが大きな特徴。

(1) 運行中に寄り道して他のお客さまをお乗せします。

お客さまの到着予定時刻が遅くなりすぎない範囲で、まっすぐ目的地に行かず、回り道をすることがあります。

(2) 乗り場や降り場が希望した場所と異なることがあります。

バスの現在地や行き先、他のお客さまの予約状況等により希望場所の向かいの乗り場などに案内されることがあります。

(3) 乗車予定時刻や到着予定時刻に幅があります。

お迎えの前に予約が入った場合など、乗車予定時刻が最大で5分程度後ろ倒しになることがあります。

AIが予約情報に基づき、リアルタイムに都度ルート生成する事で効率的乗合を実現

「のるーと」利用の流れ

呼ぶ 来る 乗る 払う 評価

乗り場設置箇所 全64箇所

車両及びミーティングポイント

- (1) 車両 ワンボックスカー 8人
- (2) 乗り場（ミーティングポイント） 道路にシールが貼ってある。

運行状況(利用者登録者累計、乗車数推移、日平均乗客数、年代別登録者数、居住地登録者数、時間帯別利用者数、平均待ち時間、乗降場所ランキング、予約方法)

詳細は当日配布資料のとおり

8 視察結果について

(1) 福岡県久留米市

《所感》

久留米市は、昭和49年に「勤労婦人センター」を開設するなど、古くから市民の女性参画の意識も高く、行政組織の中にも担当課や男女平等推進センターという部署や市民の窓口となる施設を設け、男女平等、女性参画を推し進めており、実際に結果が各種統計数値に現れている。

特に印象に残ったところは、数ある男女平等施策の中で、市民の女性の声が男女共同参画社会の実現に向けた動きのきっかけとなったということであった。

たつの市においても、これからの男女平等社会の実現のため久留米市のこれまでの歩みから見えてくる行政としての課題や対策を、調査・研究し生かしていくことが望まれる。

(2) 福岡県古賀市

《所感》

古賀市は、令和4年10月から乗りたい時にアプリで呼べる新しいバス「AI オンデマンドバスのるーと古賀」を運行している。この運行については、以前に住民が主体となりボランティアでバスを運行していたことが前提としてあるということであった。

「のるーと古賀」は運行区域も広くないことから、待ち時間も少なくスマホでバスを呼ぶことができ、順調に運行を行っているようである。

また、質疑応答の中で本市と同様に市町合併を行っている福岡県八女市では、旧市町の活力を維持することを理由に、旧市町の行政区域を跨いでの運行ができないようであることを知ることができた。

本市では市民乗り合いタクシーと、市内を南北に運行するコミュニティバスと組み合わせることで市内全域を移動できる独自の進んだ交通体系を構築しているが、今後の運営経費削減や市民の利便性向上のため、このような「AI オンデマンドバス」について、調査・研究することも一考の余地があるものである。

主な質疑〔要点記録〕

① 久留米市

問) DVが発見されたときに、解決に向けてどういう方が対応されるのか。

答) 男女平等推進センターに専門の相談員がおり、また本庁にも婦人相談員という相談員がいます。そこで話を聞き取って支援につなげていくこととなります。

分かりやすい例では、DVの身体的暴力などで夜中に警察に通報があれば、警察で状況確認され、DVの状況があり女性が被害者であれば、夫には警察から逮捕することもあるなどの指導があり、女性には市の関係機関などに相談しなさいと指導があり、センターに繋がる状況です。

病院から繋がる場合もあり、病院に夫が付き添いで来られて、家の階段で転んだと言うが、とても階段のケガには見えない。そういう時に夫には出てもらって、女性だけに「DVじゃないですか。」そうだったら相談するところがあるという形でセンターに繋がります。センターは話を聞き取り、命に関わるような場合は強く助言しますが、基本的には本人がどうしたいかを尊重します。

本人が避難したい、逃げたい、怖いけれど、自分は働いていない。金銭的な余裕がないが子供と一緒に逃げたい。そういった話を聞けば、避難する手続きを取ります。

避難にあたっては、住民票を動かすと住民票をたどって相手はしつこく探しに来るので、住民票は動かさせません。まずは避難させ、市内にそのまま住みたいという話であれば、住所をそのままにしておきながら市営住宅や学校の転校の手配等の行政ができる手続きをして、それから弁護士など紹介し、離婚に向けての法的な手続きを行います。離婚が成立したら、住民票を移して住民票を取得できるようにするというような支援を行っています。

避難するという極端な例ですが、避難するという決断が難しいときもありますので、そういうときは状況を聞き精神的な部分で支えながら、まず自分が動き出す前に離婚したらどうなるのか、養育費はどうなるのか、仕事ができるのか、そういうことを考えながら、自分で決断していかれる場合の支援に力を入れています。

今、相談員が5人おり、コロナ以降かなり相談件数が伸びていて、過去10年の中で昨年度が過去最高の相談件数という厳しい状況です。

問) 相談員の中に弁護士がいるが、弁護士を市の職員として雇っているのか。

答) DV関係では雇っていません。無料弁護士相談として委託して弁護士に来ていただき、予約制で無料で受けていただくようにしています。

問) 月に何回ぐらいか。

答) 月に3回です。2回は昼で、1回は夜です。

問) 女性の起業セミナーを開催し、定員がすぐにいっぱいなるという話だったが、女性が起業するには準備など大変だと思うが、セミナーを受けて起業された方はどれくらいおられるのか。

答) 割合は多くはなく、1割か2割程度です。昨年度は5回の連続講座をしています。

定員15名に対し、20名程度の申込みがあり、最後にビジネスプランを作成して発表

していただくという内容のもので、また商工会議所や日本政策金融公庫なども招き、資金繰りの話もします。そこで多くの方が想像と違って起業は難しいと思われるようです。エステや美容関係が多いので、資金繰りの部分まで深みがなく勉強になったという話を聞きます。

男性が起業するのと女性が起業するということについての情報量が少ないところが問題だと思うので女性専用で起業セミナーは必要な事業だと思います。

皆さん意欲的で、今後活躍していかれる女性が広がっていくのではないかと思います。

問) 借入時に、セミナー受講者であれば、融資に優遇はあるのか。

答) 受講したら卒業証書のようなものが出るので、市内の企業と連携して、持っていくと特典が受けられる仕組みがあります。

問) 「男は仕事で女性は家庭という考えが染み付いている。」という話があったが、女性にもこの考えは染み付いているのではないのかと思うがどうか。

答) 男性だけでなく女性にも染み付いているところがあります。統計では、そう思っている割合が女性の方が若干低く出ています。

年齢別には出ていませんが、大学生等は全くこういう意識はなく平等だと思っています。それが結婚し家庭を持った時に、女性側が何かもやもやするようになる。平等と思っていたが、何かがおかしいと、社会に出て感じるということは、よく言われています。また、出前講座で地域に出向き、高齢の方に講義をすると、どうしても昭和の頃の働き方があり、それを自分で思っている分には構わないが、人に押し付けないでくださいと伝えたいです。

問) 女性も「あなたの稼ぎが少ない。」というようなことを言う人もいます。それはこの考えがあるという一面もあると思うので、お互いにそうではない考え方をしていけないと思います。

答) 男性が気にして中高年の自死ということにも繋がるので、解消していきたいと思いません。

問) 条例や憲章ができた経緯が、最初から行政主導ではなく、市民から声が上がって後押しになったということをお伺いして、それが大事だと思いました。男女平等推進委員は、どのようにして集められて、どういう方がなられているのか。

答) 男女平等推進委員は、弁護士と学識者の3名で、久留米市の政策で男女平等ができていないのではないかと身の回りで男女平等に関して被害を受けたような方の相談を受ける機関です。弁護士に相談を聞いていただいて、解消してもらおうということです。

問) たつの市には、「男女共同参画SUNの会」という市民団体があるが、そのような団体はどれぐらいあるのか。

答) 個別のグループは、大小の団体が50から70あり、そういう団体を束ねた男女平等推進ネットワークという団体があります。

問) デートDVについて、久留米市も冊子を作っていますが、たつの市ではSUNの会が冊子を作られています。冊子を中学校で配って欲しいということや、中学校で専門家に来ていただき講義していただいたことがあったが、講義もそのときだけになってしまい、冊子の配布も学校では寝た子を起こすことになるということでも断られたと聞きました

が、そのようなことはないですか。

答) 学校は授業がたくさんある中で、それ以外の部分ですることとなり敷居が高いところがありますが、校長や保健の先生で理解のある方は、やっていただいでてすごくよかったということで、その校長が異動されたところでやっていただいたことがあります。

久留米市も件数は多くなく、市内17中学校の中で、コロナもあり5件程度しかできていません。久留米市オリジナルで調査研究し作ったプログラムがあり、それはクラスごとにワークショップ型でやっています。また、別に福岡県が講師を派遣して体育館などに学年一同に集めて実施するものもあります。

DVは結局、起こってからの対処になってしまうので、予防ということで若い方を知っておいてもらうと加害者にもならないので、若い方への教育は強く推し進めています。

問) 講師料の費用は、県や市の予算か。

答) 講座は、団体に講師をお願いし、その団体に市の予算で支払っています。

② 古賀市

問) 高齢の人もスマホアプリを操作して呼んだりしているのか。

答) 今は高齢者もスマホを持っている方が多くなって、イベントのスマホ教室で教えたり、窓口を市役所に毎週開設したりして徐々に増やしています。実際に乗られる方はアプリを入れてもらっています。

乗られない方が、アプリとか使えないからと苦情を言ってこられているのが現状です。

問) 10年程前からボランティアで福祉のタクシーをされていたというが、移行がうまくいっているのか。

答) 今でも継続はされていますが、載せる人数が減り、運転手の出る日数が減ったということで、それまで乗られた方は「のるーと」に乗っていただいているという状態です。一部地域の熱意のある方が、運行を継続していますが、運転手の方も高齢化してきており、なかなか難しいという相談を受けています。

問) 全部で予算は幾ら計上されたのか。初期投資に、バス3台で1700万円。アプリに1300万円。それ以外にも関係する職員がいると思うが。

答) 職員は、係長と担当で他の業務と一緒にしながらやり、地域協議会が土日に行われたりして、その辺の手間はありました。運行コストが1日10万で、年間3千数百万かかり、合わせると5、6千万、初年度にかかったことになります。

問) それに対して収入幾らありました。

答) 1か月10万円ぐらいですので、年間120万円ぐらい。収支率は2~3%です。

問) 乗る人無料にして、乗車率を上げる方がいいのではないかと思うが。

答) 無料で乗せるのは絶対やるべきではないという認識でやっています。

問) 区域外の運行について、たつの市の場合は運輸局が反対します。事業者に影響あると言うのですが、運営局から区域外のことで指導などはなかったか。

答) 公共交通会議に運輸局の職員が入っていますが、区域外エリアでポイントを打つことに関して特に指導などはありませんでした。

問) たつの市では、ものすごく反対されます。前に、運輸局になぜ反対するのかと聞くと、

事業者をかばいます。同じ運輸局なのに、なぜ考え方が違うのか。

答) 最初、タクシー事業者は、このエリアの客を全部取るのではないかとということで、福岡市のタクシー業界のトップのところに行ってやりとりしました。

しかし走らせてみると、タクシーに乗られる方がいて、さらに「のるーと」の収入も入るので、仮に1台減らすと言ったら、逆に反発がある状態に立場が逆転しました。

問) 路線バスは、どのようになったか。

答) 路線バスは、西鉄の古賀市内線が、年間20万人以上乗られる基幹交通路線としてありますが、コロナ禍による経営の悪化や運転手不足、2024年問題があり運行が厳しい状況になっています。西鉄バスには他の交通を入れることについては、ご理解をいただいています。

問) たつの市は、南北にコミュニティバスが走っています。デマンドバスが区域ごとにあります。例えば御津地域から区域外運行するとき、南北のコミュニティバスが走っているところを超えてはできないという決まりがあります。古賀市ではコミュニティバスみたいなバスがあって、同じような区域を越えてはいけないということはないですか。合併前の旧市町へは行けないという考え方です。

答) 福岡県においても、合併したところではそういう考え方があるみたいで、八女市は2回目の合併は1市2村で合併しましたが、八女市のコミュニティバスは、旧合併前の区域のエリアから出ることができないという厳格なルールがあります。

むしろ古賀市では、近々、近隣の町にコミバスを運行させようと思っています。

問) 近隣の町というのは、古賀市ではない自治体ということは可能なのですか。

答) 古賀市のバスを、そのまま近隣の駅に伸ばすというものです。

問) 近隣の自治体には、そちらで運行しているタクシー会社も入った公共交通会議があると思いますが、その合意が大切だと思いますが、それは可能だと見越しているのですか。

答) 公共交通会議も問題ないでしょうし、経費負担は相手には求めないつもりなので、隣の町民も古賀に来られるという方向で協議しようと思っています。

古賀駅から山手の方に走っている古賀バスという8人乗りのバスがありますが、山手の方は隣の町の駅の方が近いです。地域で話を聞いても古賀駅じゃなくて、隣の駅に行きたいということなので、そのまま伸ばしましょうということです。

問) その時に、陸運局の問題が出てくると思うが、調査されている状況で、分かる範囲で教えてください。

答) 公共交通会議でも運輸局がおられるが、むしろ広域連携でいいというお話です。

問) 旧市町の枠組みを運輸局に言われてしまい、八女市と同じような状況です。市内でも走らせられない区域があることが一番の悩みです。

古賀市のエリアが小さいからできているのかなと思ったのですが、こういう状況を見て、他市町へ出られる可能性があるのであれば、その辺は研究したいと思います。八女市のような状況と感じます。

答) 福岡県にもバックアップいただいています。八女市の話聞いた限りではありますが、合併前の旧町域の活性化が大事で、まず旧エリア内での経済の自立を目指すというこ

とで、あえて出ないように設定されていると聞きました。

旧町内のお店に行っていたために、そのようにしている。

問) 予約のことで、7日前からの長い予約はあると思うが、短い予約については、どれぐらいまで予約できるようにしているのか。

答) 今予約すれば、15分後に来ます。

問) たつの市にも似たようなデマンドタクシーがあるが、1時間半前までの予約です。古賀市はAIの関係でできるのか。

答) エリアが広くないので、2台で待機し、呼ばれたら行き、また戻ってという状況なので可能です。これが100人200人になると難しいと思います。

問) 支払い方法は、現金も可能ですか。事前支払いは、申し込みの段階でということではないですか。電子マネーも可能ですか。

答) 交通系ICカードのみの対応です。

問) 市外の人でも誰でも乗れるということですか。

答) アプリ自体が全国の「のるーと」であれば1回入れれば、福岡市の「のるーと」も取れます。同じものを使っています。エリアを古賀市とすれば古賀市の予約ができ、福岡市へ行った時は福岡市のエリアで予約できます。

問) 運行はタクシー会社2社に運行委託しているということですが、振り分けに問題はないのか。

答) 2台運行で2社ということで、契約上、一社で何かあった時には助けてもらわないといけないので、双方で運転手の貸し借りの契約を結んでもらっています。

万が一の時だけで、実際は貸し借りまでは行ってないです。

事故とか災害とか休業時には、派遣するような契約になっています。

問) 電話予約をしているが、アプリを導入することによって、電話を受ける人数が変わりましたか。

答) 電話は「のるーと」すべての自治体の電話は、塩尻市のオペレーターに繋がっています。独自ですることでもできたのですが、安価だったので委託しています。

問) ポイントが普通のバス停と同じようだが、細かな希望はできないのか。

答) このたび小児科と一緒に近くに診療所があるので、そこにポイントを増やします。さらに、大きな国立病院があり、最初は地域の協議会で、絶対ここに行きたいという希望がありました。そこまで行くと戻ってこられないので外していますが、いまだにその声が多いです。

問) 予約がどんどん入って、定員オーバーした場合はどのようなになるのか。それが団体に10人ぐらい乗りたいと予約されるときは、1人ずつの予約となるのか。

答) 8人までは一人で予約できます。ただ、8人入れないときははじかれます。例えば同じ時間に、3人乗られて運行しているところに、8人かぶりしたら、8人以上は乗れないので、乗られている方を送り届けてから、空の状態で作ってくる形になります。予約できないのではなく、やってくる時間が希望時間よりも遅い時間となります。